

事 務 連 絡

平成 22 年 1 月 27 日

産科医療機関

助産所

各位

鹿児島県国民健康保険団体連合会

出産育児一時金等の過誤調整に係る同意書の取扱いについて（ご連絡）

本会の事業運営につきましては、平素から種々ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、出産育児一時金等に係る過誤調整の取扱いにつきましては、各産科医療機関並びに助産所にお知らせした手続における同意書の趣旨が正確に伝わっていないとの指摘が各所から寄せられております。皆様に誤解・御心配をお掛けしていることをお詫び申し上げます。

この同意書は、被保険者資格の喪失が明らかとなった場合等に過誤調整を行うこととなる可能性を想定して医療機関等から提出を求めるものですが、これは、資格喪失等の事実を知らなかったことについて医療機関等の側に責任が無い場合等も含めて一律に過誤調整を行うことへの同意を求めるものではございません。

あくまでも、医療機関等の側に責任があるために過誤調整に係る請求権が保険者に帰属する場合に、その請求権を支払機関が保険者に代わって行使することについての同意を求めているものでございます。

この点につきましては、昨年 10 月 8 日に閣議決定された質問主意書への政府答弁においても、「医療機関等の責めに帰すべき事由がなければ、医療機関等から特段の申出がない限り、資格喪失前の医療保険者から当該医療機関等に対し、出産育児一時金等が支払われる扱いとすることとしている」と明記されております。

また、同意書の趣旨を明確にご理解いただけるよう、別添のとおり記載内容の一部を修正しましたので、併せてお知らせいたします。

以上、同意書の取扱いにつきまして、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。